



令和 6 年（2024 年）9 月 24 日
横須賀市社会福祉審議
第 24 回福祉専門分科会（令和 6 年度第 1 回）
【資料 - 3】

重層的支援体制整備事業について

横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会

令和 6 年（2024 年）9 月 24 日
横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課

■ 重層的支援体制整備事業（本資料において「重層事業」と表記）について



	スライド番号
・ 重層事業の概要について	3 - 6
・ 重層事業の整理について	7
・ 重層事業における各事業の内容	8 - 15
・ 事業スケジュールについて	16
・ 重層事業移行による変化（現状と課題）	17 - 18

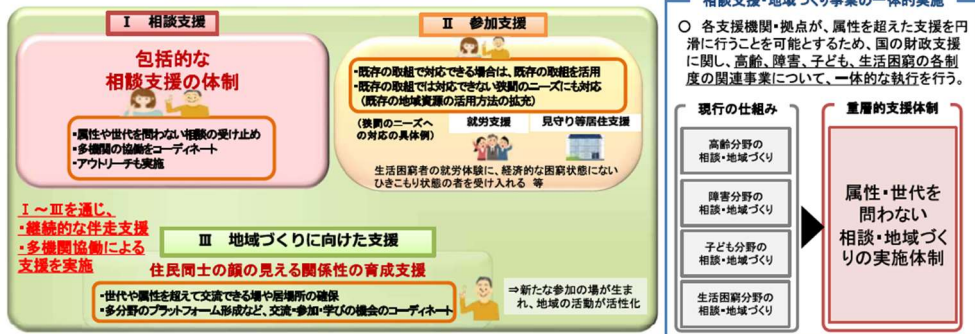
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和 6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



厚労省資料から抜粋

■ 重層事業の概要

全体像 (3つの支援の柱)

- ①相談支援：本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援：本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

■ 重層事業の概要



理念・目的

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指す

当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民

実施に当たる基本的な理念

- ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

5

■ 重層事業の概要



重層的支援体制整備事業実施要綱（社会福祉法第106条の4第2項）

目的：対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する

実施主体：市町村

事業の種類：

- （１）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のイ～ニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう）
地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業
- （２）地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイ～ニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう）
地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、共助の基盤づくり事業
- （３）多機関協働事業等（法第106条の4第2項第2号に掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう）
参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業

6

■ 重層事業の整理



事業名	事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センター支援事業	地域福祉課
	障害者相談支援事業	障害福祉課
	利用者支援事業	子育て支援課、地域健康課、 こども家庭支援課
	生活困窮者自立相談支援事業	生活支援課
	住居確保給付金、家計改善支援事業	生活支援課
	生活困窮世帯学習支援事業	生活支援課
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	健康増進課、福祉総務課
	生活支援体制整備事業	福祉総務課
	地域活動支援センター事業	福祉施設課、障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活支援課
多機関協働事業等		
参加支援事業	ひきこもりの方を対象とした 社会参加支援につながる事業	生活支援課
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	食料支援事業、終活事業 公式LINEを利用した相談支援	地域福祉課
多機関協働事業	重層的支援会議 多機関協働を進める仕組みづくり	地域福祉課

7

■ 重層事業における各事業の内容

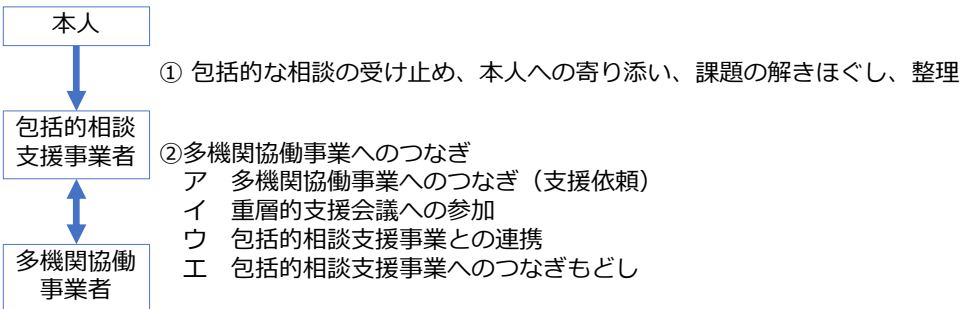


包括的相談支援事業

(1) 事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援（※）を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや 整理を行う

(2) 支援フロー



8

■重層事業における各事業の内容



地域づくり事業

(1) 事業の概要

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

9

■重層事業における各事業の内容



地域づくり事業

(2) 支援内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていくことが必要

② 個別の活動や人のコーディネート

地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要

10

■ 重層事業における各事業の内容



参加支援事業

(1) 事業の概要

市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うもの

本人・世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握

社会資源や支援メニューとのコーディネート、マッチング

※ 既存の社会資源への働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、
本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューの作成を含む

本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ
本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援

受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポート

11

■ 重層事業における各事業の内容



参加支援事業

(2) 支援対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない
個別性の高いニーズを有している者などが想定

(具体例)

- ・ 8050 世帯の 50 代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、
子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない 10 代後半から 20 代の若者

12

■重層事業における各事業の内容



参加支援事業

(3) 支援フロー

① 相談受付

重層的支援会議において参加支援事業の利用が必要と判断され、②のプランが決定された場合に利用開始
ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における支援決定前から支援開始

② プラン作成

参加支援事業者は、相談受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮る。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために作成。

プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載。

③ 支援の実施

本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行う。

この取組は、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要。

また、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援。

④ 終結

社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができ、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、プランに基づいた支援は終結。

ただし、参加支援事業を利用する者の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、定期的な連絡を試みるなど

つながりの維持に向け働きかけを行う。

13

■重層事業における各事業の内容



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 事業の概要

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業

本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定

アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援

対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集

(2) 支援内容

①地域の関係者との連携を通じた情報収集

②事前調整

③関係性構築に向けた支援

④家庭訪問

⑤家庭訪問及び同行支援

14

■ 重層事業における各事業の内容



多機関協働事業及び支援プランの策定

(1) 事業の概要

支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものである。

本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業

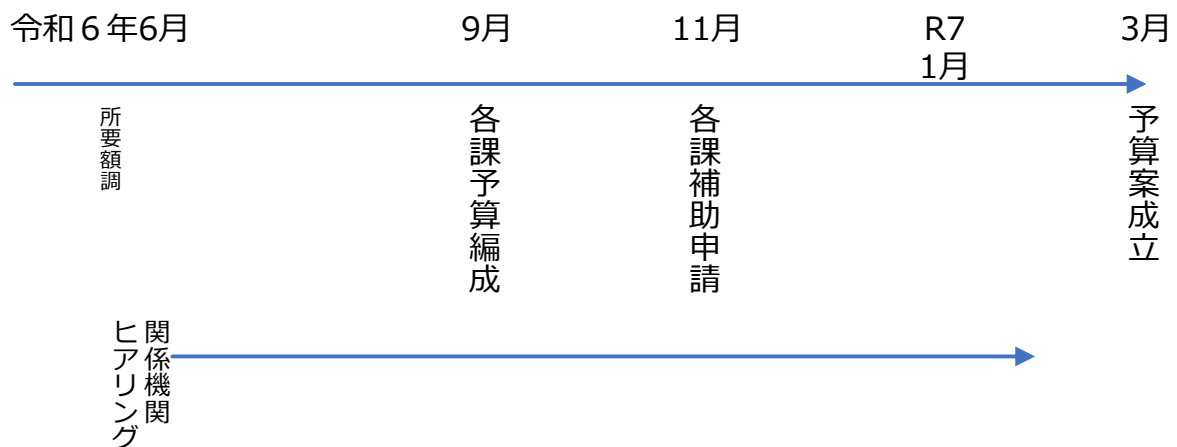
ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行う。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要。

※ 支援プランの作成は、多機関協働事業と一体的に実施。

15

■ 事業スケジュールについて



【社会福祉審議会】

概要説明・意見聴取

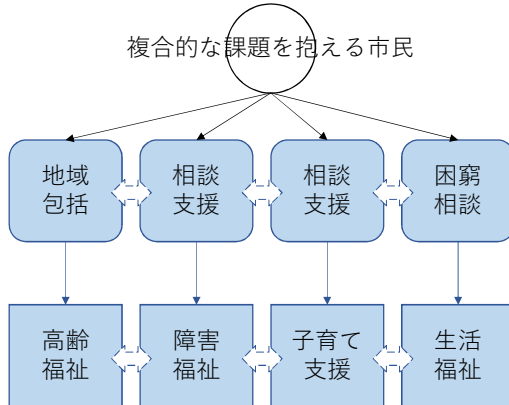
計画案報告

16

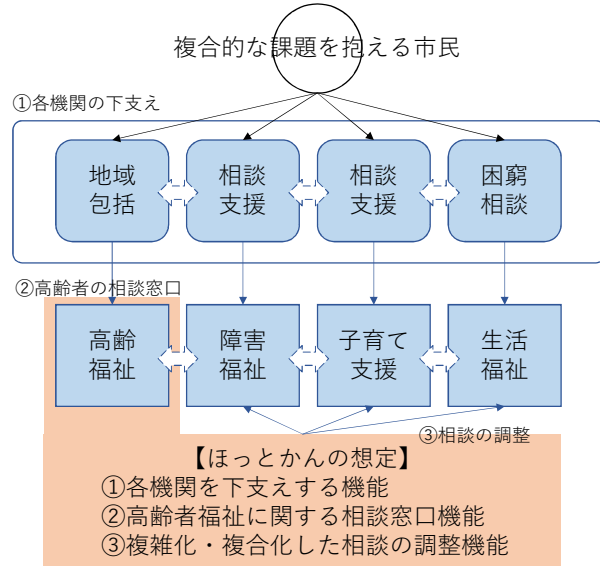
■ 重層事業移行による変化（現状と課題）



令和元年度まで



令和2年度以降（ほっとかん設置）

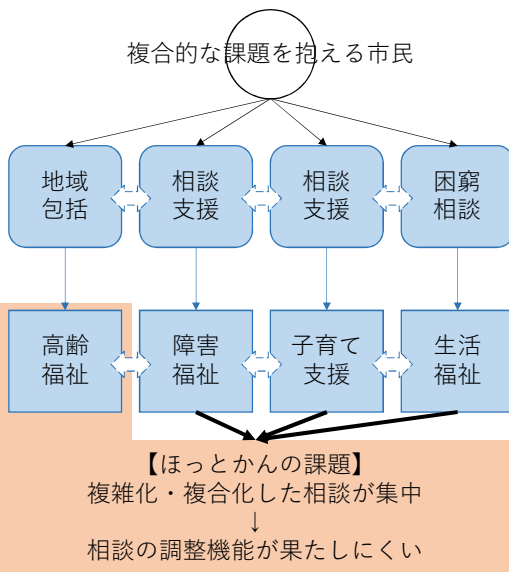


17

■ 重層事業移行による変化（現状と課題）



ほっとかん設置後の現状



将来的に見込まれる課題

複雑化・複合化した課題を抱える市民は
今後も増加する見込み。

人員の確保がままならず、
少ない職員に負担が集中している。

組織的なケース対応力を向上させるため
に、より一層の横の連携が必要。

重層的支援体制整備事業への移行により、
さらなる集中が見込まれる。

18